

次世代育成支援東京都後期行動計画の構成（検討素案）

平成21年7月3日

資料2-2

法の根拠と策定する計画

- ・次世代育成支援対策推進法（平成17年4月1日施行、10年間の時限立法）第9条により、都道府県は5年を1期とする「行動計画」の策定義務。
- ・児童福祉法第56条の9により、都道府県は「保育計画」の策定義務。
- ・母子及び寡婦福祉法第12条により、都道府県は「母子家庭及び寡婦自立促進計画」に基づく「ひとり親家庭自立支援計画」を策定。

- ◆ 学識経験者、企業、公営都民等で構成する「次世代育成支援検討委員会」等より意見をいただき、平成22年3月までに庁内横断の「後期行動計画策定部会」において、「次世代育成支援東京都後期行動計画」を策定する。
- ◆ 「次世代育成支援東京都後期行動計画」は、「保育計画」及び「ひとり親家庭自立支援計画」を包含する。

東京都の位置付け

- ◆ 都は、住民に最も身近な自治体である区市町村が、次世代育成支援において、地域に応じたニーズを捉え、実情に応じた施策を展開できるよう支援する。
- ◆ 次世代育成支援に係る取組のうち、広域的な事柄（人材育成や広域利用施設の基盤整備等）について、区市町村や事業者との役割分担を踏まえつつ、進めていく。

※計画の着実な推進と、区市町村・企業・地域の活動を支援していく

前期行動計画の特色

- ◆ 計画の推進にあたって留意する「5つの視点」を掲げている。

- ① 「すべての子育て家庭」への支援の視点
- ② 家庭を「一体的に」捉える視点
- ③ 大都市東京のニーズと特性を踏まえた視点
- ④ 利用者本位のサービスの視点
- ⑤ 行政の役割の視点

- ◆ 記載の特色

東京には、様々な産業、文化が集積し、多種多様な団体が存在することを活かし、都内の区市町村、企業、NPO等各種団体の先進的な取組を紹介し、その普及拡大を促進している。

前期行動計画の「理念」「目標」

3つの理念

- 1 すべての子どもたちが個性や創造力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える。
【子ども自身に焦点】
- 2 安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する。
【子育てへの支援に焦点】
- 3 社会全体で、子どもと子育て家庭を支援する。
【社会全体で支える焦点】

3つの理念の実現に向け、取り組むべき方向性

5つの目標

- ① 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり
- ② 仕事と家庭生活との両立の支援
- ③ 次代を担う子どもたちがたくましく成長し、自立する基盤づくり
- ④ 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立を促進する基盤づくり
- ⑤ 子どもの安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

後期計画策定の考え方

前期計画の方向性を継承しつつ、前期計画策定後の5年間の社会情勢や子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、今後5年間の東京都の次世代育成支援計画として必要な拡充及び変更等を、進めていく。

◆次世代育成支援東京都後期行動計画・検討素案

序章	○ 計画の策定にあたって(策定の趣旨、計画の性格、計画の期間 等)			
第1章	○ 行動計画の目指すもの(基本的な考え方、計画の「理念・目標・視点」 等)			
第2章	○ 東京の子どもと家庭をめぐる状況(統計データと分析)			
第3章	○ 次世代育成支援対策の具体的な展開			
	前期計画の項目	前期計画の重点目標	後期計画の項目(案)	後期計画の重点目標(案)
	目標1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり			
	① 子育てに関する相談・支援体制の充実 (1) 相談体制と子育て支援ネットワークの強化 (2) 母子の健康支援の充実 (3) 福祉・保健・医療の一体的な支援の推進	重点① 地域の相談・支援体制の充実	① 子育て家庭を地域で支える仕組とサービスの充実 (1) 相談体制と子育て支援ネットワークの強化 (2) 母子の健康支援の充実 (3) 福祉・保健・医療の一体的な支援の推進(子育て支援サービスの整備促進含む)	重点① 子育て家庭を地域で支える仕組とサービスの充実
	② 地域における子育て支援サービスの充実 (1) 子育て支援サービスの整備促進			後期計画では①と②を統合して1つのカテゴリとして扱う。
	③ 安心できる小児・母子医療体制整備 (1) 子どもの病気などに関する知識の情報提供 (2) 小児・母子医療体制の整備	重点② 小児・母子医療体制の充実	② 安心できる小児・母子医療体制整備 (1) 子どもの病気などに関する知識の情報提供 (2) 小児・母子医療体制の整備	重点② 小児・母子医療体制の充実
	④ 健やかな子どもの育成 (1) 地域の居場所づくりと豊かな遊びへの支援 (2) いじめ、不登校への対応の強化 (3) 関係機関の連携による非行からの立ち直り支援			後期計画では目標3「次代を担う子どもたちがたくましく成長する基盤づくり」の①、教育環境の整備の項へスライドする。
	目標2 仕事と家庭生活との両立の実現			
	① 仕事と子育てとが両立できる職場づくりの推進 (1) 都民や企業への普及啓発活動の推進		① 家庭生活が尊重される職場づくりの推進 (1) 企業の経営者層の意識啓発 (2) ワーク・ライフ・バランスの理解と実践の促進 —あらゆる世代・立場に向けた意識啓発 別・子育て世代、プレ子育て世代、単身者 向け ・男性、女性向け ・企業規模別職員向け (3) 制度適用の検証・企業支援	重点③ 家庭生活が尊重される職場づくりの推進
	② 都市型保育サービスの充実 (1)区市町村への支援及び区市町村との連携	重点④ 都市型保育サービスの充実	② 都市型保育サービスの充実 (1) 潜在需要を踏まえた保育サービスの拡充 —保育サービスの目標事業量 (2) 多様化するニーズに応じたサービスの提供 —延長保育・休日保育 —病児・病後児保育 等各種サービス —学童クラブの充実(小1、小4の壁など) (3) 保育サービスの質の向上 —評価システム —人材育成 等	重点④ 潜在需要を踏まえた保育サービスの拡充 重点⑤ 深化・多様化するニーズに応じた保育サービスの提供 重点⑥ 保育サービスの質の向上
目標3 次代を担う子どもたちがたくましく成長し自立する基盤づくり				
① 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備 ア 幼児教育の充実 ・連携の推進と教育の充実 イ 確かな学力の向上と修められる学校づくり ・授業改善による生きる力の土台づくり ・多様なニーズへの対応 ウ 豊かな心と健やかな体の育成 ・子どもたちに様々な体験を ・運動に親しむ機会を充実 エ 家庭者地域の教育力の向上 ・家庭や地域の教育力の回復を	重点⑦ 教育改革の着実な推進	① すべての子どもが健やかに育まれる環境の整備 (1) 就学前教育の充実 —保育所・幼稚園等生活環境の違いによらず、就学前教育の機会を得られる環境の整備 —あらゆる児童・生徒が家庭の状況に問わず十分な教育環境が保障される環境の整備 (2) 種類される公教育の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 —学校・家庭・地域の連携の下、地域社会全体で子どもを育てる環境の整備 (4) 次代を担う健やかな子どもの育成 —地域の居場所作りと豊かな遊びへの支援 —いじめ、不登校への対応強化 —非行からの立ち直り支援	重点⑦ 教育改革の着実な推進	
② 次代を担う人づくりの推進 (1) 若者の社会的自立の支援 (2) 次代の親の育成	重点⑧ 若者の社会的自立の推進	② 次代を担う人づくりの推進 (1) 若者の社会的自立の支援 (2) 次代の親の育成 —ワーク・ライフ・バランスの普及啓発(再掲)	重点⑧ 若者の社会的自立の推進	

目標4 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立を促進する環境づくり				
第3章	① 児童虐待防止対策の推進 (1) 予防的な取組の充実 (2) 発見後の対応体制の強化	重点⑥ 児童虐待防止対策の推進	① 児童虐待防止対策の推進 (1) 家庭支援機能等の強化 (予防的な取組の充実) →児童相談所の役割・連携 →子ども家庭支援センター事業 (2) 地域の見守り体制の強化 (3) 母子生活支援施設 ※社会的養護の都道府県計画として 盛り込む数値等については②	重点⑨ 児童虐待防止対策の推進
	② 社会的養護を必要とする子どもへの自立支援対策の強化 (1) 養育家庭の拡大と支援の強化 (2) グループホームの拡大 (3) 自立支援の強化	重点⑦ 家庭的養護の拡充	② 社会的養護を必要とする子どもへの取組 (都道府県行動計画) (1) 家庭的養護の推進 施設機能の模範 →施設機能の見直し →自立支援機能等の強化 →人材確保のための仕組の強化 (3) 子どもの権利保護強化 →措置児童虐待対応	重点⑩ 社会的養護を必要とする子どもへの取組 ・家庭的養護の推進 ・施設機能の強化(見直し)
	③ ひとり親家庭の自立の推進 (1) 就業支援 (2) 相談体制の整備 (3) 子育て支援・生活の場の整備 (4) 経済的な支援	重点⑧ ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親計画検討委員会で 検討	重点⑪ ひとり親家庭の自立支援の推進
	④ 障害児施策の充実 (1) 特別支援教育の展開 (2) 福祉・保健・医療などの機関の連携による支援 (3) 私立学校への支援		④ 障害児施策の充実 (1) 特別支援教育の今後の展開 (2) 福祉・保健・医療などの機関の連携による支援 →民間との連携 →都立施設との連携 →地域・在宅での生活支援 (3) 私立学校への支援	
目標5 子どもの安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり				
① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (1) 犯罪等の被害防止 (2) 子どもを取り巻く環境対策の推進	重点⑫ 子どもを有害な情報・環境から守る取組の推進	① 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (1) 犯罪等の被害防止 (2) 子どもを取り巻く環境対策の推進	重点12 子どもを有害な情報・環境から守る取組の推進	
② 子ども交通安全を確保するための取組の推進 (1) 交通安全を確保するための活動の推進 (2) 安全な道路交通環境の整備	重点10 安全・安心の子育て支援の基盤整備	② 子ども交通安全を確保するための取組の推進 (1) 交通安全を確保するための活動の推進 (2) 安全な道路交通環境の整備	重点13 安全・安心の子育て支援の基盤整備	
③ 良質な住宅と居住環境の確保 (1) ファミリー世帯のニーズへの対応 (2) 安全で安心して子育てができる住環境の整備		③ 良質な住宅と居住環境の確保 (1) ファミリー世帯のニーズへの対応 (2) 安全で安心して子育てができる住環境の整備		
④ 安心して外出できる環境の整備 (1) ユニバーサルデザインを基本にしたまちづくり (2) 駅施設や交通機関のバリアフリー化 (3) 道路や公園等のバリアフリー化		④ 安心して外出できる環境の整備 (1) ユニバーサルデザインを基本にしたまちづくり (2) 駅施設や交通機関のバリアフリー化 (3) 道路や公園等のバリアフリー化		
第4章	○ 次世代育成支援対策の着実な前進に向けて(東京都の役割・国への提案・進捗状況の公表 など)			
その他	○ 東京都保育計画			
	○ 東京都ひとり親自立支援計画・統計資料			
	○ 資料編(統計資料・設置要綱・委員名簿等)			

※ 本案は、現時点での素案であり、計画構成の詳細については、今後開催される「後期行動計画策定部会」及び「計画推進・評価部会」等での検討や意見交換、及び「次世代育成支援検討委員会」からのご意見、ご指摘等を踏まえ検討していく。